

## 令和6年度宮城県防災会議 議事録

1 日 時 令和6年1月18日(月)午後1時30分から午後2時30分まで

2 開催場所 宮城県行政庁舎4階 庁議室

3 出席者 別添「令和6年度宮城県防災会議出席者名簿」のとおり

### 4 概 要

- 審議事項 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編・資料編〕の修正について承認をいただいた。
- 報告事項 (1)市町村地域防災計画の修正について、(2)「令和6年分の災害等の発生状況」について報告を行った。

### 5 詳 細

(司会：防災推進課 鈴木部副参事兼総括課長補佐)

- 定刻になりましたので、令和6年度宮城県防災会議を開催いたします。  
本日の会議はウェブ会議と併催して開催しております。よろしくお願ひいたします。  
本日の会議の定足数でございますが、代理出席の方を含め、47名の委員の御出席をいただいております。委員数59名の半数を超えておりますので「宮城県防災会議規程」第4条第1項の規定により、会議が成立することを報告申し上げます。また、この会議は「宮城県情報公開条例」第19条に基づき公開することとなっております。  
なお、本日の傍聴者については0名であることを申し添えます。  
ウェブ会議で参加される委員の皆様にお願ひがございます。1点目、音声が聞き取りやすくなるよう御発言の時以外には、常にマイクをミュートでお願いいたします。  
2点目、発言される際はリアクションボタンにて挙手願ひます。なお、発言される際はミュートを解除してから御所属名とお名前を仰ってから、発言をお願いいたします。  
最後に3点目、各議決の採択に入りましたら、議長の問ひかけに対し、ミュートボタンを解除してから御意見等について御発言願ひます。  
続きまして、本日の配布資料についてですが、ウェブ会議で参加されている委員の皆様には、事前に資料をメールにて送信させていただいておりますので、そちらを御覧願ひます。  
資料については全部で14部ございます。はじめに令和6年度宮城県防災会議の次第、出席者名簿、席次表、配布資料一覧、「資料1 宮城県地域防災計画〔地震・津波・風水害等災害対策編〕の修正について」、「資料2の1 新旧対照表〔地震災害対策編〕」、「資料2の2 新旧対照表〔津波災害対策編〕」、「資料2の3 新旧対照表〔風水害等災害対策編〕」、「資料3 宮城県地域防災計画〔資料編〕修正予定一覧」、「資料4 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について」、「資料5 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕新旧対照表」、「資料6 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕別冊資料修正予定一覧」、「資料7 市町村地域防災計画の修正に係る専決処分について」、「資料8 令和6年分の災害等の発生状況について」となっております。  
名簿について変更の申し出がありましたのでお知らせいたします。名簿の番号27、東北電力株式会社 執行役員宮城支店長様は出席から代理出席になり、同宮城支店地域共創本部 総務広報統括部長の井上 裕貴様に変更になりましたのでご承知願ひます。  
それでは伊藤副知事より御挨拶申し上げます。

(伊藤副知事)

- 副知事の伊藤でございます。今日はよろしくお願ひいたします。ウェブ会議で参加される方もいらっしゃると思いますので着座のままで失礼いたします。本日はお忙しい中、本会議に出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本県の防災行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜りましてこの場を借りて厚くお礼申し上げます。今年、1月1日に最大震度7となる能登半島地震が発生し、石川県能登地方などで、甚大な被害が生じました。7月には、東北地方の日本海側を中心に発生した大雨によって、秋田県と山形県で広範囲の浸水被害が発生するなど、日本国内において自然災害による甚大な被害が生じております。また、近年これらの「災害の激甚化・頻発化」により、「災害対応」や「防災・減災」の分野における注目度・重要度

が高まっていることから、本県におきましても、本日御出席いただいた委員の皆様からの御意見を踏まえ、より一層、防災施策の企画、推進を図っていく所存でございます。本日の宮城県防災会議の趣旨ですが、県の地域防災計画の修正をはじめとする、本県における重要な防災施策に関する審議などのほか、関係機関が連携して取り組むべき新たな課題等にかかる意見交換、情報共有の場として開催するものであります。

委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

本日はお手元に配布の次第のとおり、「県地域防災計画の修正について」の審議に加え、「市町村地域防災計画の修正」や「令和6年の災害発生状況」について事務局から御報告をさせていただきます。

そのうち、今回の審議事項であります「県地域防災計画の修正」につきましては、「令和6年能登半島地震から得られた教訓」の反映や、「避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援」をはじめとする、国の「防災基本計画」の修正を踏まえたもの、その他、県の防災施策の進展等を踏まえた修正を行うものです。

最後となりますが、御出席の委員の皆様におかれましては、今後とも本県の防災行政の推進に、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

(司会：防災推進課 鈴木部副参事兼総括課長補佐)

- 本日は Web 会議併催として開催しております。会議出席者の御紹介につきましては、お手元の資料の出席者名簿に代えさせていただきます。  
それでは議事に入りますが、議事の進行につきましては、伊藤副知事に進行をお願いしたいと思います。伊藤副知事、よろしくをお願いいたします。

(議長：伊藤副知事)

- 議長を務めさせていただきます、副知事の伊藤です。よろしくをお願いいたします。それでは、審議事項、「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕・〔津波災害対策編〕・〔風水害等災害対策編〕・〔原子力災害対策編〕・〔資料編〕」の修正について事務局から説明願います。

(説明者：大内防災推進課長)

- 防災推進課長の大内でございます。本日はよろしくをお願いいたします。  
着座にて失礼いたします。それでは、宮城県地域防災計画の修正のうち、地震、津波、風水害等災害対策編の説明を申し上げます。お手元の「資料1 宮城県地域防災計画の修正について(地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編)」の1ページをお開き願います。  
「1 修正の経緯」につきましては、概要図でまとめてございます。平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法的大幅改正や防災基本計画の修正を行っており、本県においても、東日本大震災の教訓や国の動きを踏まえ、県地域防災計画の大幅な見直しを実施してきたところでございます。今年度の動きといたしましては、概要図の右側、赤枠部分になりますが、令和6年1月に発生した能登半島地震や関連する法令の改正、国の施策や動向等も踏まえ、今年6月に国の防災基本計画の修正が行われたことにより、県地域防災計画の修正を行おうとするものでございます。  
修正にあたりましては、これまでと同様に、各市町村や防災関係機関の皆様に対し、事務局から修正事項の有無を照会し、その御回答を受けて修正案の作成、内容の確認等を行った上で修正案としてお示ししているところでございます。  
続きまして2ページを御覧いただきます。  
「2 令和6年度の主な修正内容」について御説明申し上げます。  
「防災基本計画の修正の反映」の「1 最近の進展等を踏まえた修正」については、「避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援」といたしまして、市町村において、大規模災害発生時に避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者に対する支援のための拠点設置をすることや車中泊避難を行うためのスペースを確保すること等の支援方策を検討することが重要であると示されたことから、必要箇所を修正してござ

す。

次に「2 関連する法令の改正を踏まえた修正」のうち、「(1) 活動火山対策特別措置法の改正」といたしましては、令和6年4月1日に文部科学省に「火山調査研究推進本部」が設置されたことに伴い、その役割を記載したこと、また、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な箇所を修正しております。

次に「(2) 医療法の改正」といたしましては、令和6年4月に施行された改正医療法等に伴い、令和6年4月から災害支援ナースが「災害・感染症医療業務従事者」として位置付けられ、充実・強化されたことによる県の救急医療活動支援体制の整備等に必要な箇所を修正しております。

次に「3 令和6年能登半島地震を踏まえた修正」のうち、「(1) 被災地の情報収集及び進入方策」といたしましては、被災状況等の把握、被災地進入策の強化、避難所等の通信の確保等のための、車両や資機材の充実・小型化・軽量化、無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用について必要な箇所を修正しております。

次に「(2) 自治体支援」といたしましては、応援職員等の活動環境の確保のため、宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化について、必要な箇所を修正しております。

次に「(3) 避難所運営」といたしましては、避難所における生活環境の向上のため、市町村において、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等を設置するよう努めること、また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めることについて追記しております。

また、増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、県においては専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、災害時の避難所の状況に応じ避難所環境の改善、心身機能低下の予防の取組が実施できるように福祉の位置づけについて整理しました。災害発生時には保健医療福祉調整本部において（一般社団法人）日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）と連携し派遣調整をすること、災害時の栄養支援活動が円滑に実施できるよう厚生労働省及び日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）、（公益社団法人）宮城県栄養士会と連携し、速やかに管理栄養士等を被災地に派遣することについて修正しております。

最後に「(4) 物資調達・輸送」といたしましては、能登半島地震の際、国が発災当日にプッシュ型支援を開始しましたが、初動期においては、ラストワンマイルまで被災者が望む物資が迅速に届かないといった課題もあったため、物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保することについて、明記しております。

以上、県地域防災計画 地震・津波・風水害等災害対策編分の主な修正内容について、ご説明を申し上げます。

これらのほかにも、防災に関連する計画や指針を踏まえた修正が多数ございます。

それらの事項につきましても、防災関係機関の皆様からの御意見を踏まえ、県庁内の各部局と調整を行い、また、各市町村からも御意見を頂戴した上で、本日の説明資料としてお示ししております。

詳細につきましては、資料2-1から2-3までの新旧対照表に記載しておりますので、参考にいただければと思います。

なお、資料3の「資料編修正状況一覧」につきましては、網掛けした項目が修正を行う資料となっておりますので、後ほどご確認願います。

引き続き、原子力災害対策編分の説明について、原子力安全対策課に引き継がせていただきます。

（説明者：長谷部原子力安全対策課長）

○ 原子力安全対策課、課長の長谷部です。よろしくお願いいたします。

引き続き、審議事項のうち、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について、御説明させていただきます。お手元の「資料4 令和6年度宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について」の表紙をおめくりいただき、1ページ目を御覧ください。

1の「修正の経緯」につきましては、東日本大震災以降の国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正状況と、県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正状況をまとめたものです。

県地域防災計画〔原子力災害対策編〕は、国の各種計画の改正に伴い、都度、修正を行ってまいりました。令和6年度につきましても、国計画の見直しに伴い、県地域防災計画〔原子力災害対策編〕に必要な修正を加えるものです。

2ページ目をご覧ください。

2の「令和6年度の主な修正内容について」でございます。

令和6年度につきましても、国計画の見直し等に伴い、県地域防災計画〔原子力災害対策編〕に必要な修正を加えるものです。

修正内容を「防災基本計画の修正の反映」、「原子力災害対策指針の改正の反映」、「その他の修正」の大きく3つに分けて御説明いたします。

始めに、資料の上段、「防災基本計画の修正の反映」を御説明いたします。

1点目の「最近の施策の進展等を踏まえた修正」につきましては、先ほど防災推進課から御説明しました県地域防災計画〔地震災害対策編〕等と共通する部分について、同様の修正を行うものです。

2点目の「原子力災害対策に関する修正」につきましては、防災基本計画の「第12編：原子力災害対策編」で修正のあった「安定ヨウ素剤の服用に関する平時からの住民周知」に関する記載や各種用語について、県計画に反映するものです。

続きまして、資料の中段、「原子力災害対策指針の改正の反映」を御説明いたします。

1点目の「EAL（緊急時活動レベル）の判断基準への『緊急時制御室』の追加」について御説明いたします。

資料を1枚おめくりいただき、3ページ目の図を御覧ください。

新規基準では、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムなどにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合において、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の冷却や減圧等を行う「緊急時制御室」等を整備することになりました。

この「緊急時制御室」は、重大事故等発生時にも使用可能であることから、原子力施設の全面緊急事態を判断するためのEALと呼ばれる判断基準に「緊急時制御室が使用できなくなること」を含めることが国の原子力災害対策指針に盛り込まれたものです。

修正前は、「原子炉制御室」と「原子炉制御室外制御盤室」の両方が使用できない場合に「全面緊急事態」とされていたところ、修正後は、「原子炉制御室」と「原子炉制御室外制御盤室」の両方が使用できない場合に加えて、「原子炉制御室」と「緊急時制御室」が使用できない場合等も「全面緊急事態」に該当することになりました。

2点目の「原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設に伴う文言追加」については、原子力災害時において県や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する「原子力災害医療協力機関」について、国が指定する枠組みが新設されたことに伴い、県計画の「原子力災害医療体制等の整備」の項目に「国が指定する当該協力機関との調整等」に関する文言を追加するものです。

続きまして、資料の下段、「その他の修正」を御説明いたします。

1点目の「各種マニュアル等との整合」は、最新の国の「原子力災害対策マニュアル」や県の「緊急時モニタリング実施要領」と語句等を統一し、整合を図るものです。

最後に2点目の「文言の修正」ですが、関係機関からの意見を踏まえ、語句等を修正したものです。詳細は、「資料5：新旧対照表」に記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

その他、原子力災害対策編の別冊資料につきましても、先ほど防災推進課から御説明した地震災害対策編等と同様に「資料6：修正予定一覧」のとおり一部の項目を修正予定です。こちらも後ほど御覧ください。

なお、今回の県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正は、最新の国の防災基本計画や原子力災害対策指針の修正を踏まえておりますが、能登半島地震では実際に原子力災害が発生していないこともあり、現時点で国の計画や指針では、「能登半島地震を踏まえた原子力災害特有の修正」は行われておりません。

しかしながら、県といたしましては、能登半島地震を踏まえて「自然災害との複合災害を想定した初動対応」を確認するため、今年6月に「みやぎ県民防災の日」に実施している県主催の自然災

害の防災訓練と合同で、原子力防災訓練・図上訓練を実施いたしました。訓練は「半島部に孤立地域が発生した」等、能登半島地震を踏まえた重点項目を設定して行いました。

訓練実施に当たり、防災会議に御出席の各機関からも御協力をいただきありがとうございました。

今後、来年2月に能登半島地震の教訓を踏まえた住民避難訓練も計画しております。県といたしましては、複合災害も見据えて原子力防災体制の更なる充実強化に取り組んでまいりますので、関係機関の皆様におかれましても、引き続き御協力の程よろしくお願いたします。

そのほかの動きとしまして、原子力災害時の屋内退避の在り方を検討すること等を目的とした、国主催の検討チームに当県から委員と参加しております。これまで7回の会合が行われ、検討結果については年度内を目途に取りまとめられる予定です。

これらの検討結果や原子力防災に関する新たな知見が得られた都度、今後も地域防災計画の必要な修正を行ってまいります。

県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正に関する説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

(議長：伊藤副知事)

- それではただいまの説明について、質疑等をお受けしたいと思います。この場に御出席の委員の皆様については挙手をお願いいたします。また、ウェブ出席の委員の皆様については、画面右下のリアクションボタンを押していただいて、事務局から指名いたしますので、質問する上でミュートを解除した上で御発言いただきます。進行上まず会場御出席の委員の皆様から御発言をいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。会場出席の委員の皆様いかがでしょうか。

(委員：宮城県市長会)

- 宮城県市長会の菅原です。実は先週、全国市長会の防災委員会というのが開かれたんですね。そこで内閣府の審議官が来られて、防災のことについていろいろお話をいただきました。その折、前市長会長、現在顧問の福島県相馬市長の方から、いわゆる政府のプッシュ型の支援について、どんどん来られても困るという話があったんですね。私がここで聞いといたほうがいいなと思ったのは、政府からプッシュ型の支援が来るとして、段取りというか連絡がどういうふうに来るのですかね。もう送りましたという話なのか、こういうものを送りますというようなことになって、一部そこはもう十分ですとか、そういうようなやりとりあって実際の実務上、どういった段取りで行われるのかというのをまず知らないと思い、そこをお聞きします。

(議長：伊藤副知事)

- 実態ということですよ。事務局説明願います。

(説明者：大内防災推進課長)

- 事務局でございます。政府の方からプッシュ型支援ということも、だいぶ熊本地震等から定型化してきているというところがあります。今のお話にありましたように、能登半島地震でも物資が被災地に入りまして溢れて飲みきれないという状況があったと聞いております。基本的な考え方といたしましては、政府の方から命を保つのに必要な例えば水や食料ですね。そういったものが優先的に送られまして、その後に具体ニーズを聞き取りながら物資が追加的に投入されるという流れになっております。被災地にダイレクトに行く前に当然、県に連絡も入りますし、具体的に送り先となります被災市町村に対しましても、当局の方から連絡にするという形で、体制づくりをしております。以上でございます。

(委員：宮城県市長会)

- ありがとうございます。連絡いただいてこちら、受け入れの準備だとか、あと、備蓄があって、他に回してもらった方がいいだとか、あるのではないかなと想像しています。ただ、荷物を急遽、こっちに回すとか、そっちに回すということも、手間取りになる可能性がありますから、その場合は、ご相談を申し上げて、臨機応変に対応したいと思います。

(議長：伊藤副知事)

- ありがとうございます。ご質問頂きましたのは、今回の審議事項で言えば、「資料2の1 新旧対照表〔地震災害対策編〕」13ページの緊急輸送体制の整備の修正のところにはなると思うんですけど、これは、どちらかというと、連携を確保するということですが、実際に運用する際に、我々の経験からしても迅速に届けるべきところに届かない、あるいは輻輳してしまうというところがないように運用上の進め方が大事だと思います。そういうご指摘だと思いますけれども、そのことを踏まえての、この審議事項、今日の修正のご審議を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

他に、会場出席の皆様からご発言いかがですか。

それではウェブ会議で出席の委員の皆様、御発言お願いいたします。

(司会：防災推進課 鈴木部副参事兼総括課長補佐)

- ウェブ会議の質問はありません。

(議長：伊藤副知事)

- それでは改めて会場の委員の皆様御発言よろしいでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。

それでは御異議がないようですので、ただいま御説明いたしました「宮城県地域防災計画（地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、原子力災害対策編、資料編）の修正について」は、この本会議によりまして了承されたものとしてよろしいでしょうか。

(議長：伊藤副知事)

- それではそのように決定させていただきます。ありがとうございます。

それでは、審議事項はここで終了いたしますので、一旦進行を事務局に戻しますので、よろしくをお願いします。

(司会：防災推進課 鈴木部副参事兼総括課長補佐)

- 続きまして2 報告事項について、事務局から2点ほど報告があります。それでは事務局からお願いいたします。

(説明者：大内防災推進課長)

- 引き続き、防災推進課の大内からご説明申し上げます。

「報告事項（1）市町村地域防災計画の修正に係る専決処分について」を御説明申し上げます。資料7を御覧ください。

県内市町村地域防災計画の作成、又は修正に関します当会議からの意見具申につきましては、宮城県防災会議規程に基づき防災会議会長の専決事項となっております。

また、専決処分につきましては、防災会議に報告しなければならないとされておりますことから、今回、資料にあります14市町村の地域防災計画の修正について、専決処分を行いましたので、御報告させていただきます。

主な修正内容としては、本県が昨年度まで実施をしておりました第五次地震被害想定調査結果を踏まえた県地域防災計画修正事項の反映などがありました。市町村地域防災計画の修正につきましても、今後とも継続して早期の修正に向けて助言してまいりたいと考えております。資料7につきましては、以上でございます。

(司会：防災推進課 鈴木部副参事兼総括課長補佐)

- それではただいまの説明について、質疑受けいたします。初めに会場出席の委員の皆様で、質疑等のある方はいらっしゃいますか。ないようですので、続きましてウェブ会議出席の委員の皆様で質疑等ある方はいらっしゃいますか。ウェブ会議においても質問のある方はいらっしゃいませ

んでした。無いようです。

次に報告事項（２）について事務局から説明をお願いします。

（説明者：大内防災推進課長）

- 引き続き、防災推進課の大内から報告事項（２）令和６年に発生した災害は風水害１４件、地震２件、雪害１件の計１７件となっております。なお、１０月３１日までに被害の発生した自然現象を計上しており、また、被害の発生しなかった自然現象につきましては、件数に計上しておりません。

２ページ目以降については、個別の被害状況について記載しています。

令和６年は、主に風水害による被害が頻発しており、１月から３月にかけては暴風による被害、出水期の７月から９月にかけては、台風などの降雨災害による被害が発生しています。

９ページを御覧ください。９ページには、昨年、令和５年分の災害等の発生状況を記載しております。令和５年分の災害の発生状況については、昨年度１月に開催した、令和５年度防災会議において既に報告しておりましたが、同会議以降に発生した被害状況を参考掲示しております。

令和６年は、１月に発生した「能登半島地震」、４月に発生した「豊後水道地震」などの地震災害のほか、東北地方においても、山形県、秋田県を中心に豪雨による被害が発生するなど、全国的に災害による甚大な被害が頻発しております。

本県におきましても、防災関係機関の皆様と訓練などを通じて、より緊密な災害時おける連携体制を構築していきたいと考えておりますので、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

資料８につきましては、以上でございます。

（司会：防災推進課 鈴木部副参事兼総括課長補佐）

- それではただいまの説明について、報告事項について質問をお受けいたします。初めに会場出席の委員の皆様で、質疑等のある方はいらっしゃいますか。ないようですので、続きましてウェブ会議出席の委員の皆様で質疑等ある方いらっしゃいますか。ウェブ会議においても質問のある方はいらっしゃいませんでした。他に御質問のある方はございませんか。無いようです。それでは以上で報告事項を終了させていただきます。

（司会：防災推進課 鈴木部副参事兼総括課長補佐）

- 次に３ その他について、委員の皆様より何か連絡事項等ございましたら、御発言願います。それではまず、会場出席の委員の皆様で連絡事項等がある方はいらっしゃいますか。

（委員：宮城県市長会）

- 連絡事項ではないですが、先ほど聞き忘れたことが１点ありまして、「資料２の１ 新旧対照表〔地震災害対策編〕」について愛護動物やペットの記載を家庭動物に修正し、表記の統一化を図ると書かれていますが、表記の統一なので中身は同じことだと思いますが、元々、家庭動物はどの範囲を想定しているのかということと、今回の統一にあたり、何か増えたりしたことはないでしょうか。

（議長：伊藤副知事）

- 事務局をお願いします。

（説明者：大内防災推進課長）

- 質問ありがとうございます。今回家庭動物に変更したものは、対象範囲は変わらないという認識をしております。

(委員：宮城県市長会)

- 本市も避難所訓練でペット避難の訓練を始めているんですね。少しずつやり始めているんですけども、いろんなものを対象と考える方が出てくるのではないかという意味で、いいとか、悪いとかは、現場で判断するしかないと思うんですけども、目安的なものが国レベルでどこかに書いてあるのかなという意味での質問でした。

(説明者：大内防災推進課長)

- 具体の種類明記は防災基本計画にはありませんが、中身は確認して周知などして参りたいと思います。

(委員：宮城県市長会)

- もちろん何か書かれていたからと言って、誰かが何か持ってきたときにどう対処するかというのはその場判断するしかないと思いますので、書かれているものが見つかったら教えてください。

(議長：伊藤副知事)

- 国での議論、あるいは、各自治体での事例があったり、実際に避難所を運営されている市町村で苦労とか悩みがあったりするかもしれないので、そういった情報提供とかもですね、今後、県の方でぜひ各市町村さんと連携を密にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- ありがとうございます。他に連絡事項等ございませんでしょうか。ウェブ会議の皆様においてもございませんでしょうか。

無いようですので、それでは、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、宮城県防災会議の一切を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。

以 上